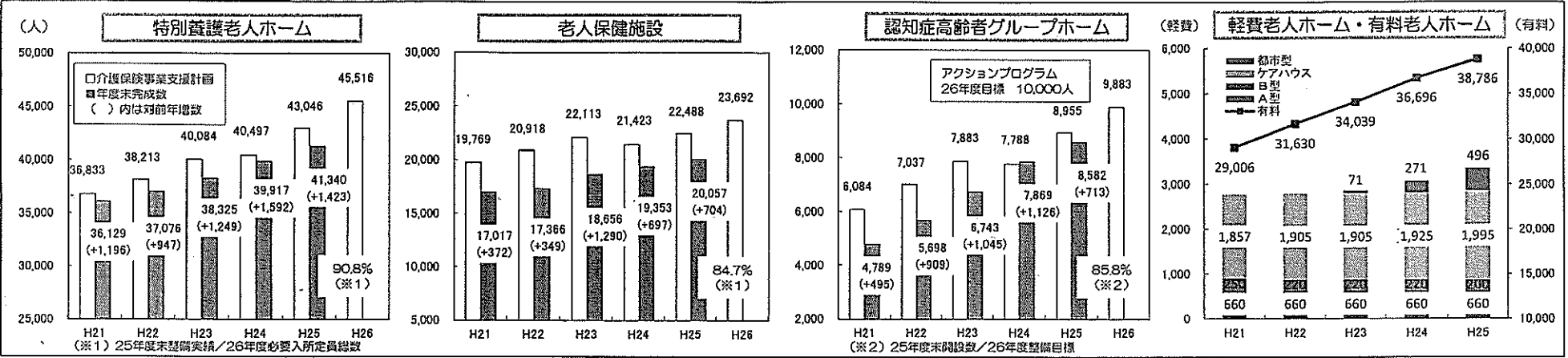


平成26年7月4日
東京都高齢者保健福祉計画
策定委員会(第2回)資料

介護サービス基盤の整備促進

現状 (整備計画と実績)



課題

- 要介護高齢者や低所得高齢者、一人暮らし高齢者等、支援が必要な高齢者の増加が見込まれる
- 様々な身体状態、生活形態、経済状況等にに応じた多様な住まいの整備を促進させる必要がある
- 地価が高く、人口密度の大きい大都市東京では、用地確保が困難である

取組の方向性

- 施設サービス、在宅サービス、ケアつき住まいなど、介護サービス基盤をバランスよく整備し、高齢者の多様なニーズに対応
- 要介護高齢者の増加を見据えて2025年の必要な整備量の推計を行うとともに、工程表を作成し、着実に整備
- 公有地の積極的な活用など、都市部の限られた土地の有効活用と地域偏在を解消させる取組の推進

平成26年度の主な取組

<p>○特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備費補助【継続(拡充・一部新規)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助単価を増額【拡充】 ユニット型：4,300千円/床→5,000千円/床 等 ・整備率の低い地域における整備費補助を加算【継続】 ・訪問看護ステーション及び地域密着型サービスを併設する場合に補助単価を増額【新規】 訪問看護ステーション：50千円/床 小規模多機能型居宅介護：300千円/床 等 	<p>○都有地の減額貸付【継続】※ 都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備を促進</p> <p>○新たな用地の創出・戦略的な活用【継続】※ 都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地の活用</p> <p>○定期借地権の一時金に対する補助【継続】 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、施設整備を促進</p> <p>※関係部局からなる検討チームで検討中</p>	<p>○特別養護老人ホームの共同利用型の仕組みの構築【新規】</p> <p>近接する複数の区市町村が協定等を締結し、共同で特別養護老人ホームを利用する仕組みなどを構築</p>	<p>○社会福祉施設建替のための移転用施設設置の仕組みの構築【新規】</p> <p>老朽化した特別養護老人ホームの建て替え期間中の移転用施設を都有地に設置し、希望する施設が交代で利用する仕組みを構築</p>
---	--	--	--